い 大きく、 日本共産党の山岡光広です。日本共産党甲賀市議員団を代表して、 6点について、 質問します。 通告に従

えの大事さを、あらためて実感しました。 からお見舞い申し上げますとともに、いつ起こるか分からない地震に対する備 質問に入る前に、 チリで発生した巨大地震によって犠牲となられた方々に 心

- の講演 さて市長 カール・マルクスを少し紹介します。 内容を引用されました。 は、 議会開会冒頭 の施政方針の中で、ド 私は、同じドイツの経済学者・哲学者でもあれば方針の中で、ドイツの経済学者・ウェーバ

馬が生きた幕末の時代。 マルクスといえば、いまNHKで放映され人気の「龍馬伝」。主人公の坂本龍 『資本論第一部』を発表しました。 明治維新が1868年ですが、その前年の 1 8 6 7

ことはあまり知られていません。 いまでは誰もが「資本主義」と呼びますが、その名付け親がマ ルクスである

にするとともに、「資本主義体制は、人間社会の永続的な形態では決してなく、 マルクスは、資本論の中で、利潤第一主義の資本主義社会の諸矛盾を明らか の社会の形態への移行を予定する過渡的な形態だ」と予告しました。

ました。 国民が「健康にして文化的な生活」を保障するだけの経済的基盤をつくりだし資本主義の時代に達成された、生産力の大きな発展は、社会の構成員である 冨を合理的に配分する手段をもっていない社会的な欠陥であり、 貧しさの結果ではなく、 求められ ところが現実は、格差と貧困が拡大する一方です。 7 います。 社会が大きな経済力をもちながら、それがつくりだす それは、経済力の 政治の転換が

社会発展 ある社会形態の寿命が尽きて、次の社会形態に交代するのは、 すものではなく、「人間社会の歴史の中で、マルクスはまた、どんな深刻な経済危機 いる人間 クスはまた、どんな深刻な経済危機も、自動的に社会の交代を引き起こ \mathcal{O} の多数者がその意志を持って、歴史を動かす力を発揮する時だけ」と、 方向を明らかにしました。 社会の変革と交代の法則が発動し、 社会を構成して

にわたって続いた自民党政権を退場させて新しい政権を誕生させました。昨年夏の総選挙では、「今の政治を変えてほしい」という願いが、戦後、 大きな出来事だったと思います。 一 票、 一票の力が、 政治の流れを大きく変えたという点では、 歴史的にも しか 長き

るのは、 本の幕末の時代に、 に入ります。 「マルクスは生きている」という本が大きな共感をよび関心がよせられ 今日の社会の諸矛盾と次の時代の方向を、すでに17 マルクスが解明していたからです。 このことを紹介して、 0年も前 O日

まず新しい政権と新年度予算についてお伺いします。

地方財政がどうなるのか、という視点での解明がありませんでした。 方針は、こうした政治の大きな流れの変化のなかで、 地方自治

出せないばかりか、「政治とカネ」をめぐる問題を含めて、国民の期待を裏切り、 活など一定の前進は見られるものの、選挙公約であった後期高齢者医療制度廃 それが支持率低下にあらわれています。そこで次の7点についてお伺いします。 止や沖縄の基地問題をめぐる迷走など、これまでの古い政治の枠組みから抜け 鳩山内閣は 政権発足後今日まで、高校授業料無償化や生活保護の母子加算復

められるのは、まず第一は、 新しい政権をどう評価しているのか、 にも国民の消費購買力を高めるための施策が必要です。 国民のいのちと暮らしを守ること。 深刻な経済危機と雇用不安が依然として続く中、いま政治に求 何を期待しているのか。 深刻な経済を打開するため 地方自治体の長として、 お伺いするも

は全額、 廃止による増税に求めるのは、逆に国民に負担を負わせるものではないでし 当は全額国費で」というのが民主党の公約でしたが、新年度は、苦肉の策とも 新年度予算でも対前年度と比べて膨らむ大きな要因となっています。 いえる児童手当との抱き合わせであり、地方負担を伴うものです。 子ども手当に関してのご所見をお伺いします。 と政府は主張していますが、その財源を所得税や住民税の扶養控除 新政権の新年度予算で、「子ども手当」は大きな目玉施策です。市 次年度以降 「子ども手 ょ \mathcal{O}

員として、この問題にどう対応されたのか、 直ちに廃止するよう政府に働きかけるべきではないでしょうか。また保険料に 力はされたのか、 を先延ばしする。 滋賀では 後期高齢者医療制度廃止も選挙公約でしたが、 保険料の軽減を約束していましたが、これもできていません。局齢者医療制度廃止も選挙公約でしたが、政権に就いたらこれ お伺い %の引き上げとなりました。 します。 引き下げのための検討 市長は広域連合組合議会の議

心から反省する」と明記しました。 立しました。 四は、障害者自立 国はその合意文書のなかで「障害者の尊厳を深く傷 支援法に ついては、違憲訴訟で政府と原告との和解が成 つけたことを

大きく、 その問題点を追及してきました。今回、その主張の正しさが認められた意義 負担を課す障害者自立支援法について、 障害者が生きていくために不可欠な支援を「益」とみなし 「障害者の尊厳回復への出発点」といってもいいと思います。 私ども日本共産党は、 一貫し て原 則 て反対 割 \mathcal{O} 自 は

策を図ってきました。 むけて検討がされています。甲賀市は、「原則一割負担」に対して市独自 いま、 政府においては、 今回の政府の対応についてどう考えるのか、 障害者自立支援法を廃止して、総合的な福祉 お伺 一法制に ま

農家 するも 滅的 第五 の個別所得補償です。ところが一方で日米FTA締結という日本農業に五は、新政権が農業分野で打ち出しているのが、コメをモデルに実施す 打撃を与える動きもあります。 のです。 これらの点に ついて市長のご所見をお 伺 する 壊

うでしょうか。 を入れることこそ、 は聖域とする、ふたつの聖域にメスを入れられ つながることにしかならない にこたえようとして施策を講じても、 第六 は、 6うとして施策を講じても、その財源を、新政権がこれまでの政治の古い枠組みか 国民の暮らしを守り、 のは、大企業優遇税制や、 経済を立て直す道と考えますが、 ない からです。 消費税増税や国民負 ら抜け出 軍事同盟優先· [せず、 この聖域にメス 国民 軍事費 担増にの要求

導入 か収れが たの からみると、この分野での重点施策がありません。 が確保できず、 、これらは評価できますが、 七は、 7 います。 市政 甲賀市の新年度予算は、厳 施政方針 あり方とも 人件費削減、各種補助金の削減など、「削る」ことに力点が置 で強調されたのは、 か かわる問題ですの 深刻な雇用と経済、暮らしを支えると しい経済情勢を反映して、依然として税 休日保育と保育園での陶器 で、 予算のなかにどう生かされば、暮らしを支えるという点 市長のご所見をお伺 食器 \mathcal{O}

に滞納問題の解決と行政サービスの 制限について、 お伺い

を重ね、 自ら徴収対応されることを含めて、市として滞納問題の解決と収納対策に努力 提案されています、行政サービスの制限に関する条例制定は、私どもがこの間、 市税・料金等滞納対策強化三カ年計画」をたて、各種滞納者の名寄せや、市長 予算・決算の審議の際に示してきた滞納問題の解決の方向とは、全く違うも という認識は共通しています。 て、税の滞納問題の解決は、甲賀市の財政確立にとって、喫緊の課題で 滞納の根本的解決にならないどころか、むしろ憲法第25条で規定して 生存権の侵害にもあたるものではないかと考えます。 それが一定の成果をおさめていることも理解していますが、今議会に 民税をはじめ、 市も平成20年度から23年度を目標値に、 固定資産税、 軽自動車税、 国民健康保険税を含 ある、 \mathcal{O}

甲賀市は、合併して丸5年が経過しました。 そこで、あらためて滞納の実態とその背景について考えてみたいと思います。

どの 13億2334万9371円。その後、滞納額は増え、 2 年度決算では、 旧5町から引き継いだ、住民税・固定資産税・軽自動車税・国保税の総額は、 4税の合計は、16億6473万3868円となっています。 先ほ

となっています。 中小企業 譲が行われ、住民税の税率が一律 10 %になったことも、滞納を膨らませる要因 生活が行き詰まり、 -小企業・業者の倒産・縮小、正規・非正規を問わず労働者の雇用不安と低賃さらに、小泉構造改革以降、貧困と格差が一層拡大し、経済情勢の悪化が、 さらに国の三位一体による税制改正で、所得税から住民税へ3兆円の税源移 さらに価格下落による農業経営の悪化など、市民生活のあらゆる分野で、 払いたくても払えない、という事態を生みだしています。

にこれまで課税対象ではなかった低所得者や年金生活者などに、重い負担増また、各種控除や老年者への非課税措置の廃止、定率減税の廃止などが、 深刻な事態を招いています。 重い負担増と

ちをかけてきた 政をより困難にし、行政水準を維持できなくなってきています。 この三位 一体改革は、 のが、財政健全化法です。 地方交付税の削減に見られるように、 地方自治体 これ に 追 NO 打 財

地方自治体の大事な役割である 収を 一財源 確保するのか、 \mathcal{O} 中心 ま 地方自治体の実態ではない である地方税の課税及び徴収に ということに、力点が置かれた行政運営を迫られて 「住民福祉 かと思います。 \mathcal{O} 対して、如何に、効率的に多額 増進」という存在意義よ りも、

生活を著しく窮迫させてはならない、と規定しており、 納整理機構』などに取り立てを依頼することは、地方団体の長の不作為、 しなければなりません。仮に、 怠慢として、違法行為に該当します。 (1項各号の要件を充足する事実があれば、地方団体の長は滞納処分の停止を 地方税 法では、 1 かに租税といえども、 要件を満たしているにもかかわらず、 滞納処分の執行によって、 地方税法第15条の7、 安易に『滞 滞納者 つま

件であったものが、 て います。 12月末現在の数字でも、427件、差押え額は、2億5200万円余となっであったものが、18年93件、19年329件、20年453件、そして今年度 甲賀市の場合、滞納による差押え件数を調べてみましたら、平成17年度14

攻勢は、 制限、 税 することを条例化することは、重大な問題だと考えます。は、問題です。今回のように、そのことによって、行政サー 収の確保は当然ですし、税の公平性の確保も当然ですが、 行き過ぎた徴 ビスを停止

 \mathcal{O} 声があがっています。 私どもに寄せられる相談や情報 の中にも、 強権的な徴税に対する批 判

例えば、

- いきなり、 ■病院通いで税が払えず分納していたけれどそれも払えない事態に、 妻の年金が差し押さえられた。 水口在住の方です。 すると
- 付しましたが、1月分が未納になったら、 が差し押さえられた。土山の方です。 ■商売が行き詰まり、 廃業。税も滞納。 分納誓約をし、8月から いきなり仕事場兼自宅の土地分納誓約をし、8月から12月 月まで納 ・建物
- 税金は払わないといけないと思っていたが、市から来られた人に「払わなか■夫の会社が倒産で、以降税が滞納に。毎月ギリギリの生活をしているの 家を差し押さえる」といわれて、 びつくり。 どうしたらい 11 \mathcal{O} か。 甲賀 2 \mathcal{O} で

はな 収一辺倒になって、 時間がありませんので、多くを紹介できませんが、 いで しようか。 これはあらためるべきだと考えます。 分納など納税猶予の具体的対応ができて 滞納に対する対応が、 いない \mathcal{O} が実態で

そこで、次の5点について、お伺いします。

なぜ滞納 てきましたが、先ほど説明しましたようにこの間、滞納額は膨らむ一方です。 まず第一は、「新たな滞納をうみ出さないために全力を尽くす」と繰り返され が生まれるのか、 増えるのか、と分析・認識しているのか、 お伺

どの解決も同時に必要ではないでしょうか、この点では消費者相談員だけでな ており、 守られていません。 格に守る必要があると考えるがどうか、お伺いします。 の対応が必要ではないでしょうか。 相談件数はどれ 計画」が取り組まれているが、「実績」をあげんがために強権的な徴税が行わ 「まず差押えありき」のような滞納処分は行わないこと、 税に 市民から批判の声があがっています。 関する担当課職員のきめ細やかな対応が必要ではないかと考えます。 平 成 20 だけか。現状ではカウンターでの相談であり、 年度から22年度まで「甲賀市税・料金等滞納対策強 親切丁寧な相談に応じるためには、 また税の滞納解決のためには、 「滞納債権対策課」で受けて 「相談室」を設けるなど 「納税者の保護」を厳 プライバ 多重債務な シーが 3 いる 力

ビスを制限するのは、 など「納税緩和措置」 い状況を考えれば、むしろ減免・徴収猶予・分納などの措置を講じること 税の滞納解決は当然ですが、滞納していることを理由に、行政サ が必要ではないでしょうか。 生存権の侵害につながるのではないでしょうか。 納税で

どうでしょうか。 滞納を一律にみて、 行政サー ビスを制限するのは撤回すべきと考えますが

特定のサービスを決めて、その提供を停止・制限することに、 的な目的税ではありません。 原則が 貫かれていると認識しておられるのかどうか。そもそも地方税は一般 、憲法には「応能負担 な問題点はないのでしょうか。 提供されるサービスと一対一の関係ではないのに、 の原則」がしめされています。 現在 合理性はありま の税は、

やるべき仕事なのでしょうか。 議案審議でも、「税の不公平をなくす」「納税意識を高める」ためと強調されま すが、こうしたやり方が、市長のいう 第五は、格差と貧困がますます広がるなかで市民の生活は大変です。 のです。 滞納者の生活を著しく窮迫させてはなりません。市長のご所見 いかに租税といえども、 「愛のある甲賀市」、「愛のあ 滞納処分の 元をお伺 執行 る行政」 によ 0 \mathcal{O}

同和行政終結に向けた課題につい て、 お伺い

なくしていくためにも、 ころです。 施策として対応することが求められており、その実効を繰り返し求めてきたと いまなお、地方自治体では特別施策として継続されています。年間に及ぶ特別措置法が2002年に終了して、丸7年が経過 一日も早く終結すること。必要な施策があれば、 2年に終了 して、 年が経過してい 差別を真に

されていますが、 会で、財務部長は「団体側に縮小なり廃止を含めて協議にあたりたい」と答弁 の答弁を繰り返すだけでしたが、全廃しなかったのはなぜか。平成 2 年 1 月議 予算質疑の中で、 新年度予算のなかで具体化したのは何か。 同和 ・人権に関わる施策の現況についてもお応え願いたいと思いま 「廃止にむけて段階的にでも減らしていく考え」という、 今回の対応は、団体との協議の結果なのかどうか。その他の 固定資産の減免について

定」にかかわっているのではないか、 支援委員会の運営に関与すべきではない」と述べられましたが、 との立場から、内部資料も示して、何度も指摘してきました。 てです。私は、これこそ差別を温存するもとではないか、直ちに廃止するべき、 もう一点は、「同和地区住民」であることを認定する、自立支援委員会につ 「市は一切関係していない」と副市長は強調され、「今後も、 直ちにやめるべきと考えますがどうでし 昨年6月議会で 実際には 市として自立

事実上 この しているのではないか。 ンターなどの嘱託職員の採用にあたっても、自立支援委員会の いただきた \mathcal{O} は現在ございません」と述べられました。その通りです。ところが実際は、 市長はまた、 『認定』を条件に、 「認定」を認めているではありませんか。また教育集会所や地域総合セ 特別施策の対象地域について、「法律上、 その対象者に特別施策を講じているわけです。市は、 現在の嘱託職員数と、うち推薦の人数を明らかにして 同和地域と規定する 「推薦」を優先

どこまですすんでいるのか、く予定をしている」と、副 業促進協 の点についても「事務局について当該委員会が持たれるように、 最後に、「自立」というのなら、 議会の事務局も含めて、 副市長はこれまで答弁されていますが、 お伺いします。 市が 当該団体に移すべきではないでしょうか。 :事務局を担うのではなく、同和 具体的検討は提案をしてい $\sum_{}$

介護保険の要介護認定と訪問介護サービスについて、 お伺いします。

ました。 議会で、 これまでと比べて軽度に判定される問題点を、具体例を示して指摘し 政府もその事実を認め、わずか6ヶ月で、 大幅に改定された介護保険の要介護認定制度につい 見直しました。 て、 私は6月

度改悪による影響が、一定是正されたことが伺えます。 月から11月までは1.1 から1月までは1%に減少、「要支援」も1%から1%に減少するなど、ビスが受けられない「非該当」とされた人が2%いましたが、見直し後の厚生労働省が示した全国的なデータによると、4月から5月までは、介護 介護サ

かお伺いします。 のか、その実態について明らかにするとともに、 など、全体としては、やはり軽度に判定されるケースが多いのが実態です。 甲賀市における実態はどうか。 しかし、制度改悪前の3年間でみると、「非該当」が33%から4%に増える 4月から9月までと、10月以降に変化がある それをどう分析されているの

洗濯、 労働省からも再三「通知」 うだけ いるでしょうか。 もう一点は、 の理由で一律に利用を禁止しないよう対応することが大事。 調理などの家事を支援する「生活援助」について、同居家族がいるとい 訪問介護サー が出ているわけです。そのことを現場に徹底されて ビスにおける「生活援助」についてです。 これは厚生

この2点について、健康福祉部長にお伺いします。

します。 地上デジタルの新たな難視対策と地域情報基盤整備に つ 1) て、 お伺 Ü

な難視対策に絞って、 アナログ波停止 できるか、 2 7 割 1 1 年 7 を超えたところ、といわれています。全面移行の時点で、 といえば非常に困難である、 の認知度は、 2 4 日の 質問します。 地デジ全面移行まで、 約9割ありますが、 というのが実感です。 あと50 地デジ対応のテレビ普及世帯 0日余と迫りま そこで、 完全にカバ した。 新た

湖南 賀市の事例も紹介しながら、政府に改善を急ぐよう求めたところです。 このなかでも、 めました。 に応え、 求める請願が出され、 のうち、 地域の日本共産党議員団として上京し、総務省の担当者に直接、改善を求 何とかしなければならない、という思いで、私は、さる2月 また26日にはわが党の穀田恵二衆院議員が、衆院予算委員会で、 昨年3月議会には、甲南町上馬杉地域の人たちから、そのログテレビは映るのに、地デジは映らない、という地域に 改修実施率は、 全国5万6千ヶ所、 「みなし採択」されました。 2 5. 6百万世帯といわれる、受信障害対策共聴 8%にとどまっていることが明らかになり いで、私は、さる2月10日。その後も、地元から強い その改善を しかし、 日 に、 にとって い要請

そこで、企画部長に、お伺いします。

は当該自治会や住民に周知されているのかどうかお伺いします。 まず第一は、 市が調査・認識している「新たな難視区域」は、 どこか。 それ

市内で、 不可の地域は、難視区域に指定し、公表している」と回答されましたが、現在、 指定している地域はどこか、市の調査と食い違いがあるのかどうか。 先の政府交渉でも、 総務省は「デジサポで受信状況を調査

討し、具体的提起がされるの 第三は、 公表されている資料をみると、 これている資料をみると、ほとんどが『検討中』です。いつまでに検総務省は、「難視区域」を指定し、「改善策を示す」と回答しました か。

要ではな 0 いてお伺いします。 いでしょうか。 集落の中でも、 市 からも強く働きかけるべきと考えますが、以上4点在する難視地域に対しては、政府の特別施策が 以上4点

討を重ねてきました。 検討する旨の回答でしたが、この問題については、議会としても、繰り返し検先の予算質疑や前段の代表質問では、市内3事業所による基盤整備を前提にこの項の大きな2点目は、地域情報基盤整備です。

今後の方向性について明らかにしていただきたいと思います。 入れて…と、議会特別委員会の提案もありましたが、その検討はされたのか、判断でしたが、これらの問題点は解決したのでしょうか。大手事業者も視野に市内3事業所については、資金繰りなどの点で見通しがたたず、困難という

最後に、 希望ヶ丘本町の土地問題についてお伺い

今度は、 なり、 住する広大な新興住宅地となっています。旧町からの懸案であった、上下水道甲南の希望ヶ丘は、昭和4年頃から開発分譲され、いま約2000世帯が居 (は、実際の土地面積と登記上の面積とに違いがあるということが明らか一昨年 12 月末に、市に引き継がれ、ホッとひと安心というところですが 問題となっています。 ホッとひと安心というところですが、

ケ丘本町地域は、 V 個人施行の土地区画整理手法による宅地造成であり、 わゆる希望ヶ丘と希望ヶ丘本町とは、開発手法が違います。希望 分筆手法による民間宅地造成です。 先に造成された希望います。希望ヶ丘地域

問題点をわかりやすくするために、ここに模型を持ってきました。いま、問題となっているのは、本町地域です。

けです。登記簿上の面積を模型で仮に示すとこうなるわけです。 上の面積が、262.97平方mとなっているのに、道路敷からこの雍壁まで の面積を実際に測量すると、194.39平方m。68.58平方 本町5丁目付近です。 例えば、 本町5丁目の857の370番地は、 m少ないわ 登記

か、明確ではあります。 しかし、そこには境界を示す杭もありません。 つまり、 この雍壁より下段のところまで食い込んでいることは明らかです。 りません。 せん。また、土地登記簿上は、開発業者名義のしかし、その里道もどれだけの幅でどれだけ しかも調べてみましたら、そこ 開発業者名義の土地もあり の長さなの

3点につい て、 お伺い します。

た現状を認識され まず第一は、 れているのかどうか、お伺いします。開発・分譲した企業に責任かまその 分譲した企業に責任があるのは当然ですが、 市はこうし

第二は、 なぜ、 こうした事態が生じたと考えられるの

だけに、市としても積極的にこの 第三は、 境界を確定しょうとす れば、 問題解決のために対応すべきではないでしょ 市管理の 里道も関係してきます。 それ

登記上の 地図に表示された土地の 位置や形状が現実と異なり、 所有権が不明

係部長にお伺いします。び、住民とも協力して、解決に臨むべきと考えますが、これらの点について関政が一体となった取り組みが進められています。市としてもこうした事例に学ていましたが、そのなかのひとつ、大津市和邇浜の住吉台団地では、住民と行となっている「地図混乱地域」が全国に700ヶ所もある、と新聞で報道され